

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（特定個人情報の安全を確保するための措置） 第 81 条の 3 （略）</p> <p>2 外国株券等機構加入者が機構に対して行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 <u>24</u> 条第 2 号に規定する体制を整備していることの確認は、細則で定めるところにより行うものとする。</p>	<p>（特定個人情報の安全を確保するための措置） 第 81 条の 3 （略）</p> <p>2 外国株券等機構加入者が機構に対して行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 <u>25</u> 条第 2 号に規定する体制を整備していることの確認は、細則で定めるところにより行うものとする。</p>

2. 附 則

この改正規定は、令和 2 年 11 月 24 日から施行する。

以上

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新			旧		
別表			別表		
外国株券等に関する手数料及びその料率			外国株券等に関する手数料及びその料率		
1. 外国株券等			1. 外国株券等		
(1) 外国株券及び外国株式			(1) 外国株券及び外国株式		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			(略)		
振替手数料	① (略)	(略)	振替手数料	① (略)	(略)
	a (略)			a (略)	
	b 細則第 24 条第 1 項に規定する DVP 振替請求に基づく振替又は同第 27 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第 2 項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合を除く。）においては、渡方 DVP 参加者			b 細則第 24 条第 1 項に規定する DVP 振替請求に基づく振替又は同第 27 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第 2 項又は第 3 項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合を除く。）においては、渡方 DVP 参加者	
	c (略)			c (略)	
	② (略)	(略)		② (略)	(略)
	a (略)			a (略)	
	b 細則第 27 条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替、同第 27 条の 2 第 1 項に規			b 細則第 27 条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替、同第 27 条の 2 第 1 項に規	

	定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合に限る。） 又は同条第2項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方外国株券等機構加入者及び受方外国株券等機構加入者	
	c (略)	
	③ (略)	(略)
(略)		
(略)		

(注) 1. ～ 3. (略)

(2) (略)

(3) 外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	① (略) a (略) b 細則第24条第1項に規定するDVP振替請求に基づく振替又は同第27条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかつ	(略)

	定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合に限る。） 同条第2項に規定する振替又は同条第3項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方外国株券等機構加入者及び受方外国株券等機構加入者	
	c (略)	
	③ (略)	(略)
(略)		
(略)		

(注) 1. ～ 3. (略)

(2) (略)

(3) 外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		
振替手数料	① (略) a (略) b 細則第24条第1項に規定するDVP振替請求に基づく振替又は同第27条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行	(略)

	た場合を除く。) においては、渡方 DVP 参加者	
	c (略)	
	② (略)	
	a (略)	
	b 細則第 27 条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替、同第 27 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替 (同条第 2 項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合に限る。) <u>又は同条第 2 項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方外国株券等機構加入者及び受方外国株券等機構加入者</u>	
	c (略)	
	③ (略)	(略)
(略)		
(略)		

(注) 1. ~ 3. (略)

(4) (略)

2. (略)

	われなかった場合を除く。) においては、渡方 DVP 参加者	
	c (略)	
	② (略)	
	a (略)	
	b 細則第 27 条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替、同第 27 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替 (同条第 2 項又は第 3 項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合に限る。) <u>同条第 2 項に規定する振替又は同条第 3 項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方外国株券等機構加入者及び受方外国株券等機構加入者</u>	
	c (略)	
	③ (略)	(略)
(略)		
(略)		

(注) 1. ~ 3. (略)

(4) (略)

2. (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。ただし、機構のシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により外国株券等保管振替決済業務を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、令和2年11月25日以後の機構が定める日から施行する。

以 上

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（預託に係る不適格な外国株券等）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）汚損又は<u>き</u>損している外国株券等</p> <p>（8）～（9）（略）</p> <p>（振替の一時停止又は解除の申告）</p> <p>第 19 条 規則第 54 条に規定する細則で定めるものは、別表 3 に定める「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「<u>先日付証券担保指定・同解除請求</u>」、「当日証券担保指定・同解除請求」<u>及び</u>「担保指定証券預託（相手先指定・株式等）」以外 の振替請求とする。</p> <p>2 外国株券等機構加入者は、別表 3 に定める「<u>先日付振替請求</u>」、「当日振替請求」、「先日付一般振替請求一連動」又は「当日一般振</p>	<p>（預託に係る不適格な外国株券等）</p> <p>第 14 条 （略）</p> <p>2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）汚損又は<u>毀</u>損している外国株券等</p> <p>（8）～（9）（略）</p> <p>（振替の一時停止又は解除の申告）</p> <p>第 19 条 規則第 54 条に規定する細則で定めるものは、別表 3 に定める「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「<u>前日証券担保指定・同解除請求</u>」、「当日証券担保指定・同解除請求」、「担保指定証券預託（相手先指定・株式等）」<u>及び</u>「担保指定証券預託（相手先指定・株式等・取消）」以外 の振替請求とする。</p> <p>2 外国株券等機構加入者は、別表 3 に定める「<u>前日振替請求</u>」、「当日振替請求」、「先日付一般振替請求一連動」又は「当日一般振替請</p>

替請求一連動」に係る振替の処理を一時停止する措置（以下この条において「振替の一時停止」という。）の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 「先日付振替請求」又は「当日振替請求」と同時に当該申告又は指定をしようとする場合

当該申告又は指定をする旨を明らかにして当該振替請求をする方法として機構の定めるもの

(2) 「先日付振替請求」後又は「当日振替請求」後に当該申告又は指定（振替日において当該振替請求に係る振替が振替未了（別表3に定める振替未了をいう。以下この節において同じ。）の状態となっているもの（以下この節において「振替未了分」という。）に係るものに限る。）をしようとする場合当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(3) (略)

3 (略)

(担保指定証券に係る振替)

第27条 DVP参加者は、その外国株券等機構加入者の口座に記録されている外国株券等について、ほふりクリアリングへの担保（以下この節において「担保指定証券」という。）の差入れを目的とし

求一連動」に係る振替の処理を一時停止する措置（以下この条において「振替の一時停止」という。）の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 「前日振替請求」又は「当日振替請求」と同時に当該申告又は指定をしようとする場合

当該申告又は指定をする旨を明らかにして当該振替請求をする方法として機構の定めるもの

(2) 「前日振替請求」後又は「当日振替請求」後に当該申告又は指定（振替日において当該振替請求に係る振替が振替未了（別表3に定める振替未了をいう。以下この節において同じ。）の状態となっているもの（以下この節において「振替未了分」という。）に係るものに限る。）をしようとする場合当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(3) (略)

3 (略)

(担保指定証券に係る振替)

第27条 DVP参加者は、その外国株券等機構加入者の口座に記録されている外国株券等について、ほふりクリアリングへの担保（以下この節において「担保指定証券」という。）の差入れを目的とし

た振替の申請をする場合には、振替日の前営業日以前又は当日に、別表 3 に定める「先日付証券担保指定請求」又は「当日証券担保指定請求」を機構にしなければならない。

- 2 ほふりクリアリングは、前項の請求により D V P 口座に担保指定証券として記録された外国株券等について、前項の D V P 参加者からの請求に基づく返還を目的とした D V P 参加者の外国株券等機構加入者の口座への振替の申請をする場合には、振替日の前営業日以前又は当日に、振替請求として、別表 3 に定める「先日付証券担保指定解除請求」又は「当日証券担保指定解除請求」を機構にしなければならない。

(相手先を指定する担保指定証券に係る振替)

第 27 条の 2 (略)

(削る)

- 2 機構は、前項の規定に基づき D V P 口座に預託された担保指定証券について、振替日の午後 1 時 30 分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該請求はなかったものとして、振替完了条件 (ほふりクリアリングが債務を引き受けた受方 D V P 参加者 (D V P 参加者のうち清算対象取引において振替株式の受方となる機構

た振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表 3 に定める「前日証券担保指定請求」又は「当日証券担保指定請求」を機構にしなければならない。

- 2 ほふりクリアリングは、前項の請求により D V P 口座に担保指定証券として記録された外国株券等について、前項の D V P 参加者からの請求に基づく返還を目的とした D V P 参加者の外国株券等機構加入者の口座への振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、振替請求として、別表 3 に定める「前日証券担保指定解除請求」又は「当日証券担保指定解除請求」を機構にしなければならない。

(相手先を指定する担保指定証券に係る振替)

第 27 条の 2 (略)

- 2 ほふりクリアリングは、前項の規定に基づき預託された担保指定証券について、渡方 D V P 参加者からの取消の請求に基づき当該渡方参加者の外国株券等機構加入者の口座への振替の申請をする場合には、別表 3 に定める「担保指定証券預託 (相手先指定・株式等・取消)」を機構にしなければならない。

- 3 機構は、第 1 項の規定に基づき D V P 口座に預託された担保指定証券について、振替日の午後 1 時 30 分までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該請求はなかったものとして、振替完了条件 (ほふりクリアリングが債務を引き受けた受方 D V P 参加者 (D V P 参加者のうち清算対象取引において振替株式の受方となる機

加入者をいう。以下同じ。)へ対象有価証券を引き渡すための条件としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。)が充足した時(一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行条件を充足しなかった場合にあつては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足した場合にほふりクリアリングが行うこととなっていた振替完了条件の充足の確認時)、DVP口座及び渡方DVP参加者の機構加入者口座に減少の記録及び増加の記録をする。

第30条 削除

構加入者をいう。以下同じ。)へ対象有価証券を引き渡すための条件としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。)が充足した時(一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行条件を充足しなかった場合にあつては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足した場合にほふりクリアリングが行うこととなっていた振替完了条件の充足の確認時)、DVP口座及び渡方DVP参加者の機構加入者口座に減少の記録及び増加の記録をする。

(区分管理証券)

第30条 外国株券等機構加入者は、機構に対し、その外国株券等機構加入者の口座(信託口(外国株券等機構加入者が信託の受託者であるときに、外国株券等機構加入者の口座の自己口に記録をすべき外国株券等のうち信託財産であるもの)に限り記録する欄の属性区分をいう。)を除く。)に記録されている特定の銘柄の外国株券等(保有口(外国株券等機構加入者の口座の自己口に記録をすべき外国株券等を記録する欄(信託口を除く。)の属性区分をいう。)に記録されているもの)のうち信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。)について、区分管理証券(当該口座に記録されている外国株券等のうち、振替請求(当該振替請求により減少の記録がされる外国株券等機構加入者の口座の外国株券等機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。)又は現地交付請求(現地保管機関を通じた外国株券等の交付等に係る請求をいう。以下同じ。)に基づき減少の記録をする対象としない外国株券等を

いう。以下この節において同じ。）の指定の申請（以下「区分管理証券指定申請」という。）又は当該指定の解除の申請（以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。）をすることができる。

2 区分管理証券指定申請は、指定をしようとする日（以下この節において「指定日」という。）の前営業日又は当日にしなければならない。

3 区分管理証券指定解除申請は、解除をしようとする日（以下この節において「指定解除日」という。）の前営業日又は当日にしなければならない。

4 機構は、外国株券等機構加入者による区分管理証券指定申請を受けた場合には、指定日前営業日の区分管理証券指定申請については指定日の業務開始時に、指定日当日の区分管理証券指定申請については当該申請を受け付けた時に、外国株券等機構加入者の口座において区分管理証券の指定の処理を行い、申請をした外国株券等機構加入者に対し、その旨を通知する。ただし、区分管理証券指定申請の処理時において当該口座に特定の銘柄の外国株券等の指定すべき数の記録がない場合には、当該口座に指定すべき数の残高が発生した時に処理を行うこと（以下この節において当該処理を行うことを「指定未了」という。）とし、指定未了となっている申請分について指定日当日の振替業務終了時まで指定すべき数の残高が発生しなかったときは、当該区分管理証券指定申請がなかったものとする（以下この節において当該申請をなかったものとするを

第 31 条 削除

「指定不能」という。)。

5 機構は、外国株券等機構加入者による区分管理証券指定解除申請を受けたときは、外国株券等機構加入者の口座において区分管理証券の指定の解除の処理を行い、申請をした外国株券等機構加入者に対し、その旨を通知する。

6 機構は、指定日前日の区分管理証券指定申請について第 4 項の規定により指定未了として取り扱った場合には、当該申請をした外国株券等機構加入者に対し、指定日の業務開始時に指定未了の処理の明細を通知する。

7 機構は、区分管理証券指定申請について第 4 項の規定により指定不能として取り扱った場合には、当該申請をした外国株券等機構加入者に対し、指定日の振替業務終了時に指定不能の処理の明細を通知する。

8 機構は、特定の銘柄の外国株券等に係る振替の制限日においては、当該銘柄の外国株券等について区分管理証券の指定又は解除をしないものとする。

9 外国株券等機構加入者は、特定の銘柄の外国株券等に係る振替の制限日の前営業日までに、当該銘柄の外国株券等に係る区分管理証券の全部について、区分管理証券解除申請をしなければならない。

(保留残高)

第 31 条 外国株券等機構加入者は、機構に対し、その外国株券等機構加入者の口座 (信託口を除く。) に記録されている又は第 4 項に

規定する処理が行われた後に記録される外国株券等(区分管理証券及び保有口に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。)について、振替請求若しくは現地交付請求に基づき減少の記録をする対象としない外国株券等の総数(以下この節において「保留残高」という。)の設定(保留残高の変更を含む。以下同じ。)の申請(以下この節において「保留残高設定申請」という。)又は当該設定の解除の申請(以下この節において「保留残高設定解除申請」という。)をすることができる。

2 保留残高設定申請は、保留残高の設定をしようとする日(以下この節において「保留設定日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。

3 保留残高設定解除申請は、保留残高の解除をしようとする日(以下この節において「設定解除日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。

4 機構は、外国株券等機構加入者による保留残高設定申請を受けた場合には、保留設定日前営業日の保留残高設定申請については保留設定日の業務開始時及びそれ以降に発生した口座残高について、保留設定日当日の保留残高設定申請については当該申請を受け付けた時点及びそれ以降に発生した口座残高について、当該申請において指定された数までを保留残高の対象となる口座残高(以下この節において「実保留残高」という。)とする処理を行う。

5 機構は、外国株券等機構加入者による保留残高設定解除申請を受けた場合には、設定解除日前営業日の保留残高設定解除申請につい

ては保留設定日の業務開始時に、設定解除日当日の保留残高設定解除申請については当該請求を受け付けた後直ちに、保留残高の設定の解除をし、解除時点における実保留残高を振替請求に基づき減少の記録をする対象とする処理を行う。

6 機構は、保留残高設定申請に基づき保留残高の設定の処理を行った場合には、当該申請をした外国株券等機構加入者に対し、保留設定日の前営業日における申請分については保留設定日の業務開始時に、保留設定日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。

7 機構は、保留残高設定解除申請に基づき保留残高の解除の処理を行った場合には、当該申請をした外国株券等機構加入者に対し、設定解除日の前営業日における申請分については設定解除日の業務開始時に、設定解除日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。

8 機構は、特定の銘柄の外国株券等に係る振替の制限日においては、当該銘柄の外国株券等について保留残高の設定又は解除をしないものとする。

9 外国株券等機構加入者は、特定の銘柄の外国株券等に係る振替の制限日の前営業日までに、当該銘柄に係る保留残高の設定の全部について、保留残高設定解除申請をしなければならない。

(保留残高に係るDVP参加者の特例)

第32条 機構は、DVP参加者（ほふりクリアリング業務方法書第

8条第1項に規定するDVP参加者をいう。以下同じ。）から保留残高設定申請を受けた場合には、前条第4項に規定する保留残高に係る処理を行うときに、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところにより、併せて、DVP口座における口座残高（当該DVP参加者の保留残高設定申請に係る分としてほふりクリアリングが定める残高の範囲に限る。）について、当該申請に係る保留残高と同数の保留残高に係る処理を行う。

2 前項に規定する場合において、外国株券等機構加入者の一の外国株券等機構加入者の口座における実保留残高については、DVP口座における当該口座分の口座残高に係る実保留残高及び当該DVP参加者の当該口座における実保留残高は合算してそれぞれの実保留残高として取り扱い、DVP口座における当該口座分の口座残高及び当該DVP参加者の当該口座の間における一方から他方への振替については実保留残高を振替に係る口座残高の対象として当該振替請求に基づき振り替えるべき口座残高として取り扱う。

（プール残高の指定及び解除）

第33条（略）

（1）（略）

（2）振替の申請（前号に掲げるものを除く。）

当該申請が行われた際に、併せて行われた機構に対する所定の振替の申請に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

（プール残高の指定及び解除）

第33条（略）

（1）（略）

（2）振替の申請（前号に掲げるものを除く。）又は区分管理証券指定申請

当該申請が行われた際に、併せて行われた機構に対する所定の振替の申請に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以

2・3 (略)

(口座振替等の処理順位)

第36条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 一の営業日の業務開始時における別表4に掲げる処理、業務開始後における交付等の未了、振替未了(第19条第2項第2号に規定する振替未了をいう。この条において同じ。)となっている「先日付振替請求」、「前日残高調整請求」、「先日付一般振替請求一連動」及び「先日付DVP振替請求」 別表4に定める処理順位で行う。

(2) (略)

2 (略)

別表1

1 統合Web端末

(1) 入力

○ 外国株券等機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
--------	----------	--------	----

外の条件

2・3 (略)

(口座振替等の処理順位)

第36条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 一の営業日の業務開始時における別表4に掲げる処理、業務開始後における交付等の未了、振替未了(第19条第2項第2号に規定する振替未了をいう。この条において同じ。)となっている「先日付振替請求」、「前日残高調整請求」、「先日付一般振替請求一連動」及び「先日付DVP振替請求」並びに業務開始後における指定未了(第30条第4項に規定する指定未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日区分管理証券指定・同解除請求」及び「前日残高保留指定・同解除請求」 別表4に定める処理順位で行う。

(2) (略)

2 (略)

別表1

1 統合Web端末

(1) 入力

○ 外国株券等機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
--------	----------	--------	----

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	前日信託財産 表示・同抹消 請求	午前 9 時から 午後 8 時まで	規則第 27 条第 4 項	信託の記録又は その抹消をする 日の前営業日に 入力
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	当日信託財産 表示・同抹消 請求	午前 9 時から 午後 3 時 30 分 まで	同上	信託の記録又は その抹消をする 日の当日に入力
先日付振替請 求	(略)	(略)	振替日の前営業 日以前に入力 (振替日におけ る取消(振替未 了となっている 請求のみ対象) に係る入力は午 前 7 時から午後 3 時 30 分まで)	前日振替請求	(略)	(略)	振替日の前営業 日に入力 (振替日におけ る訂正・取消(振 替未了となっ ている請求のみ対 象)に係る入力は 午前 7 時から 午後 3 時 30 分 まで)
(略)				(略)			
}				}			
(略)				(略)			
一時停止・同 解除申告(未 了分)	(略)	(略)	(略)	一時停止・同 解除申告	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			
}				}			
(略)				(略)			
先日付証券担 保指定・同解 除請求	(略)	(略)	指定日又は指定 解除日の前営業 日以前に入力	前日証券担保 指定・同解除 請求	(略)	(略)	指定日又は指定 解除日の前営業 日に入力
(略)				(略)			

(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			
}			
(略)			

(2) (略)

2 外株ファイル伝送

(1) 入力

① 外国株券等機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の	規程又は	備考
--------	--------	------	----

(略)			
<u>担保指定証券預託（相手先指定・株式等・取消）</u>	午前7時から 午後1時30分 まで	同上	<u>振替日の当日に 入力</u>
<u>前日区分管理証券指定・同解除請求</u>	午前9時から 午後8時まで	細則第 30 条第1項	指定日の前営業 日に入力
<u>当日区分管理証券指定・同解除請求</u>	午前9時から 午後3時30分 まで	同上	指定日の当日に 入力
<u>前日残高保留指定・同解除請求</u>	午前9時から 午後8時まで	細則第 31 条第1項	保留設定日の前 営業日に入力
<u>当日残高保留指定・同解除請求</u>	午前9時から 午後3時30分 まで	同上	保留設定日の当 日に入力
(略)			
}			
(略)			

(2) (略)

2 外株ファイル伝送

(1) 入力

① 外国株券等機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の	規程又は	備考
--------	--------	------	----

	時間	規則	
(略)			
}			
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			
}			
(略)			

② (略)

(2) 出力

① 外国株券等機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(略)			

	時間	規則	
(略)			
}			
(略)			
前日信託財産表示・同抹消請求	午前3時から午後8時まで	規則第27条第4項	信託の記録又はその抹消をする日の前営業日に入力
前日区分管理証券指定・同解除請求	午前3時から午後8時まで	細則第30条第1項	指定日の前営業日に入力
前日残高保留指定請求	午前3時から午後8時まで	細則第31条第1項	保留設定日の前営業日に入力
(略)			
}			
(略)			

② (略)

(2) 出力

① 外国株券等機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
(略)			

外株実質株主 通知日程案内	(略)	(略)	(略)
(略)			
}			
(略)			

② 株式事務取扱機関への出力

データの種別	データ授受の 時間	規程又は 規則	備考
外株実質株主 通知日程案内	(略)	(略)	(略)
(略)			
(略)			

3 オンライン・リアルタイム接続

(1) 入力

○ 外国株券等機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の 時間	規程又は 規則	備考
先日付振替請 求	(略)	(略)	振替日の前営業 日以前に入力
(略)			
}			

外株実質株主 通知日程案内 データ	(略)	(略)	(略)
(略)			
}			
(略)			

② 株式事務取扱機関への出力

データの種別	データ授受の 時間	規程又は 規則	備考
外株実質株主 通知日程案内 データ	(略)	(略)	(略)
(略)			
(略)			

3 オンライン・リアルタイム接続

(1) 入力

○ 外国株券等機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の 時間	規程又は 規則	備考
前日振替請求	(略)	(略)	振替日の前営業 日に入力
(略)			
}			

(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			
一時停止・同解除申告(未了分)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(2) (略)

4・5 (略)

別表3

振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
先日付振替請求	(略)	(略)	(略)	ファイル伝送による場合に

(略)			
担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	午前7時から午後1時30分まで	同上	振替日の当日に <input type="text"/>
(略)			
一時停止・同解除申告	(略)	(略)	(略)
当日残高保留指定・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	細則第31条第1項	保留設定日の当日に <input type="text"/>

(2) (略)

4・5 (略)

別表3

振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
前日振替請求	(略)	(略)	(略)	二

				<u>は、前日振替請求</u>					
(略)					(略)				
}					}				
(略)					(略)				
<u>先日付証券担保指定・同解除請求</u>	(略)	(略)	(略)	<u>ファイル伝送による場合には、前日証券担保指定・同解除請求</u> DVP参加者 とほふりクリアリングとの間の担保指定証券に係る振替にのみ使用	<u>前日証券担保指定・同解除請求</u>	(略)	(略)	(略)	DVP参加者 とほふりクリアリングとの間の担保指定証券に係る振替にのみ使用
(略)					(略)				
(略)					(略)				
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>担保指定証券預託</u> (相手先指定・株式等・取	<u>振替請求の受付後直ちに</u>	<u>振替不能</u>	否	<u>同上</u>

--	--	--	--	--

(注)

1 この表において「振替未了」とは、処理時限欄に記載されている時刻において、各振替請求により減少の記録をすべき外国株券等機構加入者の口座に減少の記録をすべき数の記録がない場合、当該振替請求が一時停止となっている場合又は当該振替請求の振替実行条件が満たされていない場合には、当該数の記録が発生したとき、当該一時停止が解除されたとき又は当該振替実行条件が充足されたときに外国株券等機構加入者の口座に当該振替請求に係る減少の記録及び増加の記録をする処理のことをいう。振替日においては、振替未了状態となっているものに限り、振替請求の撤回をすることができる。

2・3 (略)

(削る)

消)				
----	--	--	--	--

(注)

1 この表において「振替未了」とは、処理時限欄に記載されている時刻において、各振替請求 (前日DVP振替請求(市場取引)及び当日DVP振替請求(市場取引)を除く。)により減少の記録をすべき外国株券等機構加入者の口座に減少の記録をすべき数の記録がない場合、当該振替請求が一時停止となっている場合又は当該振替請求の振替実行条件が満たされていない場合には、当該数の記録が発生したとき、当該一時停止が解除されたとき又は当該振替実行条件が充足されたときに外国株券等機構加入者の口座に当該振替請求に係る減少の記録及び増加の記録をする処理のことをいう。振替日においては、振替未了状態となっているものに限り、振替請求の訂正又は撤回をすることができる。

2・3 (略)

4 振替未了又は振替不能の別欄が「振替未了」となっている種類の振替請求についても、減少の記録をすべき外国株券等機構加入者の口座が信託口の場合又は信託財産表示がされている分を指定した振替請求の場合であって、当該外国株券等機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録がないとき又は振替実行条件のうち減少の記録をすべき数の充足に係る条件が満たされていないときは、振替不能として取り扱う。

別表 4

処理順位	処理種別
1	(略)
	(削る)
<u>2</u>	(略)
<u>3</u>	(略)
	(削る)
<u>4</u>	(略)
	(削る)
<u>5</u>	(略)
<u>6</u>	先日付振替請求に係る振替の処理
<u>7</u>	(略)
<u>8</u>	(略)
<u>9</u>	(略)

別表 4

処理順位	処理種別
1	(略)
<u>2</u>	保留残高の設定又は解除の処理
<u>3</u>	(略)
<u>4</u>	(略)
5	区分管理指定証券の指定又は解除の処理
<u>6</u>	(略)
<u>7</u>	信託財産表示請求・同抹消請求の処理
<u>8</u>	(略)
<u>9</u>	前日振替請求に係る振替の処理
<u>1 0</u>	(略)
<u>1 1</u>	(略)
<u>1 2</u>	(略)

2. 附 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。ただし、機構のシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により外国株券等保管振替決済業務を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、令和2年11月25日以後の機構が定める日から施行する。

以上